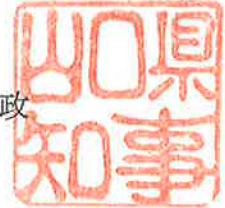


平30防災危機第 279号
萩総第 26号
阿総第 117号
平成30年(2018年)9月12日

防衛大臣 小野寺 五典 様

山口県知事 村岡 嗣 政



山口県萩市長 藤道 健 二



山口県阿武町長 花田 憲 彦



イージス・アショアの配備に係る適地調査の実施について（第3回照会）

本県萩市及び阿武町に所在する陸上自衛隊むつみ演習場をイージス・アショアの配備候補地とし、適地調査を実施したいとの国の意向が示されたことに対し、追加説明を求めたい事項等について、これまでに二度の文書照会を行い、御回答をいただいたところですが、その後の地元説明会での質疑応答等も踏まえ、さらに確認したい事項を下記のとおり照会しますので、文書により御回答くださるようお願いいたします。

なお、今後も、必要に応じ、更なる照会をさせていただきますので、併せてよろしく申し上げます。

記

1 配備候補地の選定について

(1) 適地調査等の結果、仮にむつみ演習場が配備地として不適との結論に至る場合に備え、山口県内やその周辺の国有地を検討するとされているが、その方法や今後の進め方を説明されたい。

(2) 検討に当たり、国有地に限らず、民有地も対象とする考えはないのか。

(3) 検討の中で、他に適地があった場合は、どのように対応されるのか。

2 レーダーが発する電磁波の影響について

イーグス・アショアのレーダーが発する電磁波（メインビーム及びサイドローブ）について、安全基準である「電波防護指針」の指針値を上回らず、人体や周辺環境に影響を与えないためには、レーダー本体から最低限何メートルの保安距離を確保する必要があるのか、科学的根拠と合わせて示されたい。

3 ミサイルに関する諸問題について

(1) イーグス・アショアへの搭載が想定されている迎撃ミサイル、SM-3ブロックⅡAは、一段目ブースター、二段目ロケット、三段目ロケットから成る三段式ミサイルであるが、その飛翔時、各部分はいずれも分離された後にどのように落下し、落下物が地上に影響を与えることはないか。

(2) このうち、一段目ブースターについては、地元説明会において、落下地点をむつみ演習場内にコントロールできるとの説明があったが、具体的にはどのようにして、演習場内の施設等にも被害がないようコントロールするのか。

(3) 迎撃ミサイルの発射時に生じるガス、噴煙、衝撃について、住民生活や周辺環境に影響を与えないためには、垂直発射装置（VLS）本体から最低限何メートルの保安距離を確保する必要があるのか、科学的根拠と合わせて示されたい。